

18歳から 裁判員に！

令和4年（2022年）4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳・19歳の方は、親の同意を得なくても自分で契約ができるようになります。

しかし、変わるのはそれだけではありません！！

令和5年から、18歳・19歳の方も
裁判員に選ばれる可能性があります！

令和5年に裁判員に選ばれる可能性がある方には、今年11月頃に、裁判員候補者名簿に記載されたことをお知らせする連絡が送付されます。

候補者に選ばれた方は、ぜひ積極的な参加をお願いいたします。

裁判員制度広報キャラクターさいニャン



具体的にはいつ頃選ばれるの？

裁判員に選ばれるのは、毎年作成される「裁判員候補者名簿」に記載された方ですが、18歳・19歳の有権者のうち来年に使用される名簿に記載された方に対しては、そのことをお知らせする通知が今年11月頃に送付されます。

その後、年明け以降、実際に裁判員に選ばれる可能性があります。

20代の経験者の声を紹介！

若い方の視点や感覚も
求められているんだニャ！



他人の罪について真剣に考えたことはなく、初めて会った人達とこれほど議論を深めることができたのは、特別な経験であると感じた。

また、自分も法律というルールの中で生きているということを認識することができ、自分の行いをよく考えられる様になった。

(アルバイト)

初対面の目上の方々と意見交換することに対して、はじめは萎縮してしまう部分もありました。

しかし、裁判長や裁判官の皆さんか声をかけて下さったことで、その場に必要だと思う意見を言うことができました。

(学生)

自分は学生で、学業や部活動など、とても忙しいのですが
参加しなければなりませんか？

とても貴重な機会だから
ぜひ前向きに検討してほしいニャ！

裁判員候補者に選ばれた場合でも、学生であることを理由に裁判員を辞退することが可能です。

もっとも、実際に経験した多くの学生の方も、貴重な機会との感想を述べていますので、積極的な参加をお待ちしております。

なお、裁判員候補者となったことをSNS等で公にすることは法律上禁止されていますが、家族や学校の先生等に相談することは問題ありません。



若年者向け広報用パンフレット・ 裁判員制度出張説明会(出前講義)について

裁判所では、裁判員制度を身近に感じてもらえるようクイズ形式で制度について説明するなどした制度広報用パンフレットを作成し、裁判員制度ウェブサイト上で公開しているほか、各地方裁判所において無料で配布しています。

また、地方裁判所の裁判官が皆さんの職場や教室等を訪問し、裁判員裁判に関する疑問に分かりやすくお答えする等の出張説明会（出前講義）を行っています。

詳しくは、最寄りの地方裁判所の総務課までお問い合わせください。



政府広報テレビ番組・ラジオ番組での紹介

政府広報テレビ番組「宇賀なつみのそこ教えて！」で裁判員制度が紹介されました(令和4年1月放送)。

この放送の中で、高校への出張説明会(出前講義)での講演、高校生の模擬評議の様子も紹介されています。

政府広報オンラインのページから御視聴いただけますので、ぜひ御視聴ください(右の二次元コードからアクセスできます)。

また、政府広報ラジオ番組「青木源太・足立梨花Sunday Collection」でも裁判員制度が紹介されています(令和3年10月放送)ので、ぜひお聴きください。

裁判員制度の詳しい情報はこちらへどうぞ

裁判員制度ウェブサイト <https://www.saibanin.courts.go.jp/>

